

オンライン相談可

昨年度、処遇改善加算が一本化、制度内容や申請様式が大きく変わり、令和7年度から更に取得しやすくなったと言われるものの、申請手続きに不安を感じる事業所さんは多いと思います。まずは、専門家にご相談の上、加算の新規取得・ランクアップを目指しましょう！

介護職員等処遇改善加算 新規取得・ランクアップ 個別相談（無料）のご案内



●処遇改善加算等の専門家（社会保険労務士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺い又はオンラインにて、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。まずはお気軽にお問合せ、または裏面にてお申込みください。

対象事業所：県内の介護職員等処遇改善加算未取得または当該加算（Ⅱ）、（Ⅲ）若しくは（Ⅳ）取得の介護サービス事業所等

相談回数：1事業所あたり原則2回まで、1回あたり2時間または1時間

相談期間：令和7年5月16日（金）～令和8年3月6日（金）

申込期限：令和8年2月中旬まで（先着申込順、下記定数に達した時点で〆切り）

支援事業所数：50事業所（※例年、年度末にお申込みが殺到します。お早めにお申し込みください。）



相談内容の例

- ①計画書及び実績報告書の作成等の相談
- ②算定要件を満たす方法
- ③キャリアパスの策定について
- ④月額賃金改善要件について
- ⑤職場環境等要件について
- ⑥昇給する仕組みと昇給の要件の設定方法
- ⑦就業規則・賃金規程の改定
- ⑧保管すべき書類と議事録について
- ⑨その他

処遇改善加算がさらに取得しやすくなります！

令和7年度の処遇改善加算を取得しましょう！

加算Ⅰ	キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士の配置等)	
加算Ⅱ	キャリアパス要件Ⅳ (改善後440万円以上が一人)	440万円以上の賃上げが困難である場合は 免除
加算Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組み)	
加算Ⅳ	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ (任用要件・賃金体系、研修等の実施)	申請時点で未対応であっても、R7年度中(R8.3末まで)に対応することの誓約で可
	職場環境等要件	
	月額賃金改善要件Ⅰ (加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金で配分)	「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は 免除

この機会に **加算Ⅱ** の取得を検討してみませんか？

FAX 083-920-0930

(公財)介護労働安定センター 山口支部

個別訪問相談支援 申込書(無料)

※○を 記入してください。	現在の加算区分	Ⅰ , Ⅱ , Ⅲ , Ⅳ , なし		
事業所 (※)				
代表者名				
所在地	〒			
電話番号		F A X 番号		
メールアドレス	@			
相談者氏名		役職名		

(※)対象事業所:介護サービス施設・事業所等(山口県内) 但し、下記●に該当する施設・事業所等は除く

●介護職員等処遇改善加算Ⅰ取得済み施設・事業所等

●下記の加算算定非対象サービス(介護職員が従事しないサービス)

(介護予防)訪問看護・(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)福祉用具貸与・
特定(介護予防)福祉用具販売・(介護予防)居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

1. 計画書及び実績報告書の作成等について
2. 算定要件を満たす方法
3. キャリアパス要件について
4. 月額賃金改善要件について
5. 職場環境等要件について
6. 昇給する仕組みと昇給の要件の設定方法
7. 就業規則・賃金規程の改定
8. 保管すべき書類と議事録について
9. その他※詳細を枠内にご記入ください

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分

▼相談方法(希望に○)

1. 貴事業所へ専門家が訪問する	2. 当センターにお越しいただく
3. 貴事業所指定の場所に専門家が訪問する	4. 専門家事務所で相談する
5. オンラインで相談する(後日当センターの職員が接続方法等についてお知らせします)	